

令和3年度嬉野市シュガーロード日本遺産認定記念事業 業務委託仕様書

1. 目的

当事業は令和2年度のシュガーロード日本遺産認定を契機に、令和4年秋に迎える西九州新幹線開業を見据え、嬉野市内一体となってお菓子や菓子文化を通じた地域活性化を目指すものである。

昨年度の事業においては、市内菓子製造事業者(5店舗)による日本遺産認定記念スイーツが開発され、現在販売に向けた準備が進められている。

令和3年度事業では、記念スイーツを中心とした商品(お店)のセールスプロモーションのほか、今後の消費拡大を目指し、販売チャネルの多様化に向けた取り組みを行う。

また、シュガーロードの歴史や文化の周知により本市への関心を高め、地域住民へのシュガーロードの認知度向上や、観光客をはじめとする交流人口の拡大を図るものとする。

2. 業務名

令和3年度 嬉野市シュガーロード日本遺産認定記念事業業務委託

3. 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4. 実施場所

嬉野市内ほか

5. 業務内容

本委託業務における業務内容は次のとおりとする。

なお、受託者は業務の目的を十分理解し、当委託業務の実施に係るすべての業務を行うものとし、プロポーザルでの提案内容を基に本市と協働のうえ事業を進めていくこと。

概要

シュガーロードの認知度を高めるプロモーションを実施し、シュガーロードの歴史的・文化的価値を周知し、本市への関心を高め、交流人口の拡大につなげるものとする。

また、シュガーロード認定記念開発スイーツを中心に、商品の消費拡大を目指したセールスプロモーションを行うことと並行して、市内菓子製造事業者の自社ホームページや、ECサイト等による通信販売への取り組みを見据えたランディングページ(LP)を制作する。

下記の(1)～(3)の項目において全て実施出来ることが望ましいが、予算の範囲内で実施可能且つ目的を達成するための効果的な手法について提案すること。

(1) 佐賀県内における「シュガーロード」の認知度向上を目的としたプロモーションの提案

※予算の範囲内において実施可能なものを提案すること。複数提案可。

ア WEBやSNS等を活用した広告媒体の提案

イ イベントプロモーション、インスタプロモーション(実施場所は、原則佐賀県内とする)

ウ その他の媒体を活用したプロモーション

(2) 記念スイーツを中心とした商品（お店）のセールスプロモーション

※予算の範囲内において実施可能なものを提案すること。複数提案可。

※上記（1）のプロモーションと関連した提案内容であれば、同時実施は可とする。

その場合は、（1）（2）それぞれの目的を達成できる企画内容とする。

ア WEBやSNS等を活用した広告媒体の提案

イ イベントプロモーション、インスタプロモーション（実施場所は、原則佐賀県内とする）

ウ その他の媒体を活用したプロモーション

(3) ランディングページ（LP）の制作・運営

インターネットによる通信販売を見据え、当事業に参加している市内菓子製造事業者（5店舗）の商品や店舗情報等の情報を掲載したページを制作し、菓子事業者の自社ホームページや、ECサイトなど販売への誘導ページとして活用できるものとする。

またシュガーロードの認知度を高めるため、シュガーロードの歴史や文化、その他関連する情報を掲載し、委託期間中は随時更新作業を行うものとする。

ア ページは閲覧者にとって使い易く、興味や関心を引き、本市が訴求したい事柄が明確なものとする。シュガーロードや本市のイメージを向上させるよう、デザイン性があるものとする。

イ 情報を掲載するにあたっては、予め取材リストを作成し、本市と協議すること。

ウ 取材に係る費用（交通費、宿泊費等）は委託料に含めること。

エ 自社ホームページを所有しない菓子事業者に向けたECサイトの提案を行うこと。その場合、サイトを通じた商品の販売時に発生する費用（販売手数料など）は、菓子事業者負担とする。

オ 参加菓子事業者が積極的にインターネット販売への取り組みができるよう、専門のアドバイザー等による講習を行い、チャレンジする菓子事業者のサポートを行うこと。

(4) 完成品の納品

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、速やかに補足・修正を行い納品すること。

(5) 打ち合わせ・報告

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、本市との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

6. 成果品の著作権等

(1) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。

(2) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

7. その他の留意事項

(1) 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。

(2) 委託事業の実施にあつては、本市と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る本

市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

- (3) 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。
- (5) 本事業において知り得た本市に関する情報は、目的外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (6) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び嬉野市個人情報保護条例並びに嬉野市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

8. 本業務委託の委託上限額

1,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

9. 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、直ちに委託業務概要を業務完了報告書により提出すること。

10. 本業務委託の委託料支払

完了払い